

【第28回2級（管理業務）学科試験】

問1

ア～エを比較して、特許出願の明細書等の記載要件に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 明細書には、何人もその発明を実施できるように、発明を明確かつ十分に記載することが必要である。
- イ 明細書及び特許請求の範囲の記載だけで発明を技術的に理解できる場合には、必ずしも図面を願書に添付する必要はない。
- ウ 特許請求の範囲の記載だけで発明を技術的に理解できる場合であっても、その発明を明細書に記載しなければならない。
- エ 明細書や図面には、特許請求の範囲に記載されていない発明を記載してもよい。

問2

ア～エを比較して、著作権法上の職務著作の成立要件として、最も不適切と考えられるものはどれか。なお、著作物はプログラムに係るものではないものとする。

- ア 法人等の発意に基づくこと
- イ 契約や就業規則にあらかじめ職務著作の対価に関する規程を定めておくこと
- ウ 法人等の業務に従事する者が職務上作成すること
- エ 公表する場合に法人等の著作名義で公表されるものであること

問3

ア～エを比較して、特許調査の目的に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 最近の1年間における業界の技術トレンドや競合会社の最新動向を把握する。
- イ 新規製品を市場に投入するにあたり、障害となり得る他社の特許権を発見する。
- ウ 創作した発明について特許出願をするにあたり、既に公開されている先行技術を把握し、特許出願の明細書等の内容を吟味する。
- エ 事業を進める上で障害となる特許権が発見された場合に、その特許に無効理由がないかどうかを調査する。

【第28回2級(管理業務)学科試験】

問4

ア～エを比較して、不正競争防止法に規定されている不正競争行為に該当する行為に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 映像の視聴が営業上の理由で用いられている技術的制限手段により制限されている場合に、その制限をはずす機能を持つ装置を販売する行為は、不正競争行為に該当しない。
- イ 不正の利益を得る目的で、他人の特定商品等表示と同一又は類似のドメイン名を使用する行為は、不正競争行為に該当する。
- ウ 競争関係にある他人の営業上の信用を害する客観的真実を告知又は流布する行為は、不正競争行為に該当する。
- エ 商品にその商品の製造方法について誤認させるような表示をする行為は、不正競争行為に該当しない。

問5

ア～エを比較して、特許権の発生と維持に関する手続の順番として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 第1年から第3年までの特許料納付 → 特許権の設定登録 → 特許査定の際の本送達 → 第4年以後の特許料納付
- イ 特許査定の際の本送達 → 特許権の設定登録 → 第1年の特許料納付 → 第2年以後の特許料納付
- ウ 特許権の設定登録 → 特許査定の際の本送達 → 第1年から第3年までの特許料納付 → 第4年以後の特許料納付
- エ 特許査定の際の本送達 → 第1年から第3年までの特許料納付 → 特許権の設定登録 → 第4年以後の特許料納付

問6

ア～エを比較して、著作権の侵害、行使に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 一旦適法に公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物を再譲渡する場合、譲渡権の効力は及ばない。
- イ 法人の従業員が著作権を侵害した場合、その行為者とともに法人も罰金刑に処されることがある。
- ウ 著作権を侵害している者だけでなく、侵害するおそれがある者に対しても差止請求権を行使することができる。
- エ 過失により他人の著作権を侵害した者に対しては、刑事罰として懲役又は罰金が科せられる。

【第28回2級（管理業務）学科試験】

問7

ア～エを比較して、外国における特許出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 日本国で特許出願した場合には、当該特許出願に基づいてパリ条約上の優先権を主張してその特許出願の日から6カ月以内に限りパリ条約の同盟国に特許出願をすることができる。
- イ 特許協力条約（PCT）に基づいて国際出願をしていずれかの指定国で特許権が発生した場合には、国際出願で指定した他の指定国において自動的に特許権が発生する。
- ウ 特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に対する国際調査報告を受領した後に、出願人は国際事務局に補正書を提出することにより1回に限り請求の範囲について補正をすることができる。
- エ パリ条約による優先期間を経過した場合には、保護を求めるパリ条約の同盟国に直接、当該同盟国の法令に基づいて特許出願をすることはできない。

問8

ア～エを比較して、意匠権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 意匠権の効力は、登録意匠だけでなく、登録意匠に類似する意匠にまで及ぶ。
- イ 意匠の類否判断は「需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする」旨が意匠法に規定されている。
- ウ 試験又は研究を目的とする登録意匠の実施には、意匠権の効力は及ばない。
- エ 他人の特許権と、意匠権のうち登録意匠に係る部分とが抵触していても、特許発明又は登録意匠の実施は制限されない。

問9

ア～エを比較して、契約内容が履行されない場合の対応に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権の持分譲渡の契約をし、手続を行ったが、約束の期限までにその対価が支払われなかった場合、債務不履行で損害の賠償を請求する。
- イ 特許ライセンス契約をしたが、契約した期限までに一時金の支払がなかった場合、催告を行った後に契約を解除する。
- ウ 特定技術に関する秘密保持契約を締結したが、約束に反してそれを公開してしまった場合に、損害を算定した上で、その賠償を請求する。
- エ 製造方法に係る発明について特許ライセンス契約を締結したが、対価が支払われない場合に、当該方法で製造された製品を対価の代わりとして没収する。

【第28回2級（管理業務）学科試験】

問10

ア～エを比較して、拒絶理由通知への対応に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願人は、最初の拒絶理由通知に対し、補正により、特許出願時の図面のみに記載された事項の特許請求の範囲に追加することはできない。
- イ 特許出願人は、最初の拒絶理由通知に対し、補正により、特許出願時の明細書に記載された事項を削除することができる。
- ウ 特許出願人は、最初の拒絶理由通知を受けた場合に、特許出願を分割することができる。
- エ 特許出願人は、最後の拒絶理由通知に対し、補正により、請求項の削除をすることができる。

問11

ア～エを比較して、著作権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権の存続期間は、原則として著作者の死後50年を経過するまでの間である。
- イ ベルヌ条約の加盟国では、著作物に「©」、著作権者名、及び最初の発行年を表示することにより、その表示年に創作がされたものと推定される。
- ウ 著作権の譲渡契約において、翻訳権、翻案権等が譲渡の目的として特掲されていない場合は、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定される。
- エ 外国の著作物については、条約により、その著作権の存続期間に戦時加算分の期間が加算される場合がある。

問12

ア～エを比較して、特許権等の権利行使に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権者は、特許発明を実施している者に対して、差止請求をしなければ、損害賠償請求をすることができない。
- イ 特許権者は、特許発明を実施している者に対して、警告をした後でなければ、差止請求権を行使することはできない。
- ウ 特許権の設定登録後、特許発明を実施するおそれのある者に対しては、差止請求をすることができない。
- エ 専用実施権者は、特許権者と共同でなくても、単独で専用実施権の侵害行為の停止を求めることができる。

【第28回2級(管理業務)学科試験】

問13

ア～エを比較して、商標権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権者は、先使用権者に対して自己の業務に係る商品又は役務との混同を防止するために適当な表示を付して使用することを請求できない。
- イ 商標権の行使として差止請求された場合であっても、継続して3年以上、日本国内で商標権者や使用権者のいずれもが指定商品又は指定役務に登録商標を使用していないのであれば、不使用取消審判を請求することにより商標権を消滅させることができる。
- ウ 他人の商標登録出願よりも前から日本国内でその商標と同一又は類似する商標を使用している者は、継続してその商品又は役務について、その商標を使用する権利を有する。
- エ 商標権者は、複数の者に対して、その商標権について通常使用権を許諾することはできない。

問14

ア～エを比較して、著作権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 偶々同じ著作物が偶然創作された場合であっても、著作権の侵害となる。
- イ 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて、著作物を複製する行為は、私的に使用する目的であれば、著作権の侵害となることはない。
- ウ 営利目的ではなく、聴衆又は観衆から料金を受けず、実演家に報酬が支払われない場合であれば、公表されている著作物を著作権者の許諾なしに上演することができる。
- エ 公正な慣行に合致し、正当な範囲内で行われるものであれば、公表されていない著作物であっても引用して利用することができる。

問15

ア～エを比較して、特許法における発明者に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 公開特許公報に発明者として記載されている者は、常に特許を受ける権利を有する。
- イ 日本の特許法では、発明者を法人とすることは認められていない。
- ウ 企業等における技術者、研究者は、発明者として技術的思想の創作行為に現実に寄与したことを立証できるよう、実験ノート等を用いて日頃から証拠を残しておくべきである。
- エ 複数人が共同で発明したときは、特許を受ける権利はその発明者全員で共有する。

【第28回2級（管理業務）学科試験】

問16

ア～エを比較して、特許戦略に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願人は、特許庁に対して追加の手数料を支払うことで早期審査制度や優先審査制度を利用することができる。
- イ 特許権を取得したが自社では実施しない場合に、他社からライセンス契約の申出があれば特段の事情がない限り必ず許諾しなければならない。
- ウ 発明を完成させた場合には、特許権を取得する以外に発明を保護する方法がないため、必ず特許出願をするべきである。
- エ 特許出願人は、出願公開後にその出願に係る発明を実施している者に対して特許出願に係る公開特許公報を提示して警告をし、特許権の設定登録後に補償金の支払請求権を行使することができる。

問17

ア～エを比較して、著作権法上の保護の対象となる著作物に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 地図
- イ 舞踊
- ウ プログラム言語
- エ データベース

問18

ア～エを比較して、特許出願に対する拒絶査定、拒絶査定不服審判に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願人は、拒絶査定不服審判の請求と同時に、特許請求の範囲及び明細書の補正をすることができる。
- イ 特許出願人は、拒絶査定に対して、再度の出願審査請求を行い改めて審査官による審査を受けることはできない。
- ウ 拒絶査定不服審判の請求は、最後の拒絶理由の通知から3カ月以内に行わなければならない。
- エ 拒絶査定不服審判の請求と同時に明細書の補正をした場合、拒絶査定をした審査官が、改めて審査をする場合がある。

【第28回2級（管理業務）学科試験】

問19

ア～エを比較して、職務発明に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 職務発明について、使用者が特許を取得した場合、当該職務発明をした従業者の同意がなければ、使用者は第三者に通常実施権を許諾できない。
- イ 従業者の過去の職務について、職務発明とされることはない。
- ウ 職務発明した従業者は、使用者がその職務発明について通常実施権を取得した場合であっても、実施権許諾の対価を請求することができない。
- エ 従業者は、職務発明について使用者に対して特許を受ける権利をあらかじめ譲渡することを約束した場合、「相当の金銭その他の経済上の利益」を請求することができない。

問20

ア～エを比較して、著作者人格権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作者人格権は相続の対象となる。
- イ 著作物の創作を他者に委託した場合、業務委託契約に定めがあれば、委託者が著作者人格権を有する。
- ウ 著作者人格権を侵害された場合、著作者は侵害者に対して損害賠償を請求することができない。
- エ 職務著作の場合、著作者人格権は著作物を作成した従業員ではなく、法人が有する。

問21

ア～エを比較して、特許無効審判に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許無効審判の審決に対する不服申立ては、東京地方裁判所に提起する。
- イ 特許無効審判は、利害関係人以外は請求することはできない。
- ウ 特許無効審判は、複数の者が共同して請求することができる。
- エ 特許無効審判は、3人又は5人の審判官の合議体により行われる。

【第28回2級（管理業務）学科試験】

問22

ア～エを比較して、商標権の効力に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権者は、自己の商標権を侵害した者に対して侵害の停止を求めることはできるが、侵害のおそれがある者に対して侵害の予防を請求することはできない。
- イ 商標が登録された後にその登録商標が普通名称化した場合、商標権の効力が制限されることがある。
- ウ 商標権者は、その商標登録に係る指定商品について、登録商標に類似する商標を使用する権利を専有する。
- エ 商標権の効力は、他人が役務の提供の用に供する物を普通に用いられる方法で表示する商標にも及ぶ。

問23

ア～エを比較して、パリ条約に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア パリ条約では、同盟国の国民は、内国民に課される条件及び手続に従う限り、内国民と同一の保護を受け、かつ、自己の権利の侵害に対し内国民と同一の法律上の救済を与えられる。
- イ パリ条約は、同盟国の国民に対してのみ適用される。
- ウ 優先権を主張して特許出願をすれば、新規性、進歩性等の判断時について、最初の出願日に出願したものと同様の効果が得られる。
- エ 優先権を主張して取得した特許は、優先権の主張の基礎とされた特許出願に係る特許が無効にされた場合であっても、自動的に無効にされることはない。

問24

ア～エを比較して、特許法に規定する国内優先権制度に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 国内優先権の主張を伴う特許出願については、その特許出願の日から3年以内に出願審査請求を行う必要がある。
- イ 国内優先権を主張した特許出願の明細書に、その優先権主張の基礎とされた先の特許出願の明細書に記載されていない事項が記載されていた場合には、その国内優先権主張は無効となる。
- ウ 先の特許出願から1年以内であっても、当該特許出願に基づいて1度しか国内優先権を主張することができない。
- エ 国内優先権の主張を伴う特許出願は、その特許出願の日から遅滞なく出願公開される。



【第28回2級（管理業務）学科試験】

問25

ア～エを比較して、特許権の行使に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 警告相手の侵害を客観的に立証するための証拠、警告相手の製品の販売量、販売価格、販売ルートなどについてできる限りの情報を入手する。
- イ 警告相手の製品が自社の特許権を確かに侵害しているか、自社の特許権の権利範囲を過大に評価していないかを確認するために、社外の専門家にも意見を聞く。
- ウ 警告をしなければ特許権を行使することができないので、警告書を内容証明郵便で送付する。
- エ 特許の有効性について確認し、また、特許権の存続について特許庁の特許原簿にて確認する。

問26

ア～エを比較して、著作権の処分や利用に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権は財産権であるので、放棄することが可能である。
- イ 共有著作権について、自己の持分についてのみ質権を設定する場合でも、他の共有者の同意が必要である。
- ウ 著作権の移転を第三者に対抗するためには、登録が必要である。
- エ 著作権者から著作物の利用の許諾を適法に受けた者は、著作権者の承諾がなくとも、その著作物を利用する権利を第三者に譲渡できる。

問27

ア～エを比較して、特許権における実施権、移転に関する次の文章の空欄  ～  に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

特許権が共有となっている場合に、特許権者の一人が第三者に通常実施権を許諾するには、共有者の同意が  であり、第三者に専用実施権を設定するには、共有者の同意が  であり、自己の持分を第三者に譲渡するには、共有者の同意が  である。

- |   |                                     |                                     |                                     |
|---|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| ア | <input type="text" value="1"/> = 必要 | <input type="text" value="2"/> = 不要 | <input type="text" value="3"/> = 必要 |
| イ | <input type="text" value="1"/> = 必要 | <input type="text" value="2"/> = 必要 | <input type="text" value="3"/> = 不要 |
| ウ | <input type="text" value="1"/> = 不要 | <input type="text" value="2"/> = 必要 | <input type="text" value="3"/> = 必要 |
| エ | <input type="text" value="1"/> = 必要 | <input type="text" value="2"/> = 必要 | <input type="text" value="3"/> = 必要 |

【第28回2級（管理業務）学科試験】

問28

ア～エを比較して、著作権、著作物に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 日本で最初に発行された著作物であれば、外国人の著作物であっても日本の著作権法で保護される。
- イ 日本国民の著作物であっても、著作権に関するベルヌ条約未加盟国において最初に発行された著作物は、日本の著作権法の保護対象とはならない。
- ウ ベルヌ条約には、内国民待遇の原則が規定されている。
- エ 日本と保護を求める外国がベルヌ条約による保護関係にある場合、当該外国の保護期間が日本より短い場合は、日本は当該外国を本国とする著作物について当該外国の保護期間だけ保護すればよい。

問29

ア～エを比較して、商標権の存続期間の更新登録に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権者が、指定商品について登録商標を使用していない場合であっても、商標権の存続期間の更新登録を受けることができる。
- イ 商標権は、存続期間を何度も更新することができる。
- ウ 商標権の存続期間の更新登録の申請は、商標権の存続期間の満了前6カ月から満了の日までに行うことができる。
- エ 商標権の専用使用権者は、商標権者の同意を得ることによって、その商標権の存続期間の更新登録を申請することができる。

問30

ア～エを比較して、種苗法に基づく品種登録制度に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 育成者権者は、品種登録を受けている品種（登録品種）及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有する。
- イ 育成者権の存続期間は、出願の日から20年間である。
- ウ 育成者権の効力は、特許権の場合と異なり、試験又は研究のためにする品種の利用にも及ぶ。
- エ 育成者権については、特許権の場合と同様に、存続期間の延長制度が設けられている。

【第28回2級（管理業務）学科試験】

問31

ア～エを比較して、関税法における模倣品の水際取締りに関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 関税法では、商標登録されていない著名商品表示の冒用行為を組成する物品は輸入してはならない貨物として規定されていない。
- イ 税関長は、輸入されようとする貨物が、知的財産侵害物品に該当すると認定しても、それらの物品を没収して廃棄することはできない。
- ウ 特許権者は、自己の特許権を侵害すると認める貨物に関して、税関長に証拠を提出し、認定手続をとるよう申し立てることができる。
- エ 関税法では、著作隣接権を侵害する物品は輸入してはならない貨物の対象とはならない。

問32

ア～エを比較して、特許戦略に関する次の文章の空欄 1 ～ 3 に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

特許発明を独占する戦略とライセンスする戦略とではそれぞれメリットとデメリットがある。独占する戦略のメリットとしては 1 ができ、大きな利益を得ることができる。一方、デメリットとしては 2 がある。ライセンスをする戦略のメリットはライセンス収入による収益確保や 3 可能性がある。

- ア 1 =ライバル企業の牽制や参入防止により市場を独占すること  
2 =侵害訴訟を提起される可能性  
3 =複数の企業で市場を形成することにより事業規模が小さくなる
- イ 1 =複数のライバル企業と市場を共有すること  
2 =特許無効審判を請求される可能性  
3 =複数の企業で市場を形成することにより事業成長性が大きくなる
- ウ 1 =複数のライバル企業と市場を共有すること  
2 =権利に抵触しない代替技術を開発される可能性  
3 =複数の企業で市場を形成することで収益が大きくなる
- エ 1 =ライバル企業の牽制や参入防止により市場を独占すること  
2 =権利に抵触しない代替技術を開発される可能性  
3 =複数の企業で市場を形成することにより事業リスクが小さくなる

【第28回2級(管理業務)学科試験】

問33

ア～エを比較して、弁理士法に関して、特許庁における手続において弁理士が他人の求めに応じ報酬を得て行う独占代理業務として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許原簿への登録の申請手続
- イ 商標登録出願手続
- ウ 国際出願手続
- エ 意匠登録出願手続

問34

ア～エを比較して、商標登録出願の手続に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 複数の商標を願書に記載して商標登録出願をすることができる。
- イ 複数の指定商品又は指定役務を願書に記載して商標登録出願をすることはできない。
- ウ 商標登録を受けるためには、願書に商標を創作した者の氏名を記載しなければならない。
- エ 商標登録を受けるためには、願書に商標の詳細な説明を記載しなければならない場合がある。

問35

ア～エを比較して、著作隣接権等に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 実演家は、ワンチャンス主義により、映画の著作物の製作にあたり、自己の実演の録音・録画を許諾した場合、その後は当該実演に係る映画の著作物が無断で複製されたとしても差し止めることはできない。
- イ レコード製作者とは、レコードを発行した者をいう。
- ウ 著作権法に規定する実演家とは、俳優、舞踏家、演奏家、歌手その他実演を行う者をいい、実演を指揮し又は演出する者は含まれない。
- エ 実演家は公表権を有するため、その実演を無断で公表された場合、公表を差し止めることができる。

【第28回2級（管理業務）学科試験】

問36

ア～エを比較して、特許ライセンス契約に関して、独占禁止法における不公正な取引方法に該当する行為として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許ライセンス契約において、許諾に係る製品の販売地域を制限すること
- イ 特許ライセンス契約終了後に、特許ライセンスを受けた者が競合品を取り扱うことを禁止すること
- ウ 特許ライセンス契約において、許諾に係る製品の販売価格を制限すること
- エ 特許ライセンス契約において、特許権の消滅後も当該技術を使用することを制限すること

問37

ア～エを比較して、特許出願人による意見書の提出に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願人は、拒絶理由の通知（特許法第48条の7の通知を含む）がされなければ、意見書を提出することができない。
- イ 特許出願人は、手続補正書と意見書を同時に提出することができる。
- ウ 特許出願人が意見書提出期間内に意見書を提出せずに手続補正書のみを提出した場合、審査官が再度拒絶理由を通知する場合がある。
- エ 特許出願人は、新規性又は進歩性を有しないとの拒絶理由の通知に対して応答する場合には限り意見書を提出できる。

問38

ア～エを比較して、著作権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権を設定することができるのは、著作物の複製権又は公衆送信権を有する者である。
- イ 著作権者は、著作権者人格権を有する。
- ウ 著作権は、著作権の消滅の請求がなされない限り消滅しない。
- エ 著作物の複製権を有する者は、著作権を設定した範囲内であっても、自由に当該著作物の複製を行うことができる。

【第28回2級（管理業務）学科試験】

問39

ア～エを比較して、商標登録出願の審査に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著名な芸名については、その芸名を使用している者の承諾があっても、他人が商標登録を受けることはできない。
- イ 商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標については、識別力を有していても、商標登録を受けることはできない。
- ウ 自己の商標登録出願に係る指定商品と他人の商標登録に係る指定商品とが非類似の場合であっても、その他人の登録商標と同一の商標が自己の商標登録出願に係る商標の登録の障害となることがある。
- エ 先に出願された他人の登録商標に類似する商標であって、その商標登録に係る指定商品が類似する商品について使用するものは、その他人の承諾があっても商標登録されない。

問40

ア～エを比較して、意匠登録を受けられる可能性が高いものとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 他人の後願意匠に類似する意匠
- イ 意匠登録出願前に外国において公然知られた他人の意匠に類似する意匠
- ウ 公然知られた形状から、いわゆる当業者が容易に創作できた意匠
- エ 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠

【第28回2級(管理業務)学科試験】

【2級学科】

番号	正解
問1	ア
問2	イ
問3	アイ
問4	イ
問5	エ
問6	エ
問7	ウ
問8	エ
問9	エ
問10	ア
問11	イ
問12	エ
問13	イ
問14	ウ
問15	ア
問16	エ
問17	ウ
問18	ウ
問19	ウ
問20	エ
問21	ア
問22	イ
問23	イ
問24	ア
問25	ウ
問26	エ
問27	エ
問28	イ
問29	エ
問30	ア
問31	ウ
問32	エ
問33	ア
問34	エ
問35	ア
問36	ア
問37	エ
問38	ア
問39	ア
問40	ア